

平成 27 年度第 4 回鴨川市都市計画審議会 会議録

■ 開催日時・場所・出席者

日 時：平成 28 年 3 月 24 日（木）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場 所：鴨川市役所 4 階 400 会議室

出席者：以下の通り

【出席委員】

No.	区 分	氏 名	備 考
1	1 号委員 (識見者)	阿比留 勝利	城西国際大学 観光学部 客員教授
2	同上	吉村 敦広	(前) 一般社団法人 鴨川市青年会議所 理事長
3	同上	鈴木 健史	一般社団法人 鴨川市観光協会 会長
4	同上	安藤 啓子	元商工会役員
5	同上	石渡 清実	鴨川市農業委員会会長
6	同上	寺尾 忠行	鴨川市商工会会長
7	同上	永嶋 良子	建築士
8	2 号委員 (市議会議員)	辰野 利文	鴨川市議会 議長
9	同上	庄司 朋代	鴨川市議会 副議長
10	同上	久保 忠一	鴨川市議会 建設経済常任委員会委員長
11	3 号委員 (関係行政機関職員)	西川 正治	千葉県安房土木事務所長
12	同上	西原 晋二	鴨川警察署長
13	同上	坪井 勇一郎	鴨川消防署長
14	同上	朝川 康彦	千葉県南部林業事務所長

(順不同、敬称略)

【市行政関係者】

所属・職	氏名	備考
鴨川市長	長谷川 孝夫	
鴨川市都市建設課 課長	藤後 良治	事務局
鴨川市都市建設課 課長補佐	長谷川 幹男	事務局
鴨川市都市建設課 都市整備係長	畠山 祐一郎	事務局
鴨川市都市建設課 都市整備係員	佐藤 良平	事務局

【委託事業者】

1名

【傍聴者】

なし

■ 配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・鴨川市都市計画マスタープラン（原案）に関するパブリックコメントの結果について
- ・鴨川市都市計画マスタープラン（案）

会議要旨

1 開会

○事務局・長谷川

皆さん、こんにちは。ご案内の時間前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、平成27年度第4回鴨川市都市計画審議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、都市建設課長谷川幹男と申します。どうぞよろしくお願い致します。

まず最初に、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。

まず、平成27年度第4回鴨川市都市計画審議会の「会議次第」でございます。次に、「委員名簿」、「席次表」、「出席者名簿」でございます。続きまして、「鴨川市都市計画マスタープラン（原案）に関するパブリックコメントの結果について」A3横の資料でございます。最後に「鴨川市都市計画マスタープラン（案）」のA4の冊子でございます。以上でございますが、配布漏れはございませんでしょうか。

なお、本日の会議は、お手元の会議次第に従いまして、順次、進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

本日の会議は、おおよそ1時間30分程度、午前11時半頃の予定を目安として進めて参りたいと存じておりますので、ご協力をお願い致します。

まずはじめに、ご報告をさせていただきます。警察署の人事異動によりまして、前任の大友署長さんに代わりまして、本年2月8日付けで西原晋二署長さんを都市計画審議会委員に委嘱させて頂いておりますので、ご報告させていただきます。

鴨川市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、この会議の成立につきましては、委員の過半数以上の出席が必要とありますが、本日は委員14名全員の出席を頂いておりますので、本審議会会議は成立致しますことをご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、長谷川孝夫市長よりご挨拶を申し上げます。市長、よろしくお願い致します。

2 市長あいさつ

○長谷川市長

改めましてこんにちは。大変今素晴らしい季節となりまして、各地から桜の便りが聞かれているところがございますが、しかしながら今日あたりから寒の戻りがあるようでございまして、少し腹冷えのする陽気ということで、体調を崩されている、大変失礼な言い方にもなるかとも思いますが、お年寄りの方も多いと、このように聞いているところがございます。どうぞ皆様方も体調には十分お気を付け頂ければなど、このように思っているところがございます。

また、この時期はちょうど旅立ちの時期、そしてまた新しい出会いの時期ということでございまして、皆様方もご案内のように今、各地で卒業式、あるいはこれから入学式ということで、一言申し上げさせて頂くならば、各学校今卒業式ちょうど終わったところがございますが、大変多くの市民の皆様方から、しっかりしているね、特に中学生立派だったよと、こ

のような声が聞かれているところでありまして、大変うれしく思っているところでございます。

それからまた、実は昨日、28年の第1回の定例式会がすべての議案、40議案になるかと思いますが、御可決を得たところでございます。ここに議長さんをはじめ議員の方々がいらっしゃるわけですが、来年度28年度の当初予算160億5700万ということで出発することに相成りました。一昨年27年度当初予算が151億ということでありますから、若干9億近く増えたということでございますが、これは新子ども子育て法案が通りました。国の関係でございますが、行って来い関係でありますものですから、実質的にはそういう意味で言うならば昨年度、来年度、つまり27年度と28年度、同規模の予算でスタートである、とこのようにご理解を頂ければ大変ありがたいなと思っているところでございます。

それでは、今日の会議に先立ちましてご挨拶の方を申し上げさせていただきます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、第4回目となります本市鴨川市の都市計画審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。この後のご審議、宜しくお願い申し上げたいとこのように思っております。

さて、この都市計画審議会でございますが、ご案内のように、昨年度、平成27年3月に、「都市計画マスタープランの改定」ということで、ご諮問をさせて頂いたところでございまして、これまでに4回の会議開催により、ご審議を頂きながら原案の策定まで至ったところでございます。本日が5回目の会議となるところでありますが、都市計画マスタープランの策定作業もいよいよ最終段階を迎えることになりまして、これまでの委員の皆様方のお力添えに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

この都市計画マスタープランの改定につきましては、平成25年度から基礎調査をはじめまして、改定の作業に取り組んできたところでございます。都市計画マスタープランの上位計画でありますとともに、本市のまちづくりの指針となります「第2次鴨川市総合計画」につきましては、「第2次基本構想」並びに、これに基づきます「第3次の5カ年計画」を、関係各位の皆様方のお力添えを頂き、この度、策定したところでございます。これは議会におきましても昨年12月の議会の中で、このご承認を頂いたところでございます。

都市計画マスタープランにおきましても、地区別懇談会あるいはまちづくり市民会議など、多くの市民の皆様方から頂きましたご意見、ご提言等を参考させて頂き作成しました計画案を、本審議会にて更なる、ご意見、ご提言を頂戴致しまして、原案の策定まで至ったところであるわけでございます。計画の原案につきましては、この度、パブリックコメント、いわゆる市民の皆様方にこうした都市計画マスタープラン考えたんだけど、どうですかということでお諮りをさせて頂きました。このパブリックコメントも終了したことから、本日の計画の最終案をここにお示しさせて頂き、委員の皆様方のご審議を頂くとともに、答申をお願い申し上げます。

都市計画に関する基本的な方針となります都市計画マスタープランにつきましては、ご答申を頂きました後には、速やかに計画の実行に向けた作業に着手を致したいと、このように存じておるところでございます。私ども市役所、行政、よくこうした計画を立てるわけで

ざいますが、絵に描いた餅にならん、実行性のあるものでなければならぬよと、これが私の信条でございます。従いまして、皆様方から頂いたこのマスタープラン、これをしっかりと実行に移せるかどうか、これが大きな今後の仕事になってくるだろうとこのように思っているところでございますので、宜しくお願い申し上げたいと思います。

当然のことながら、頂いた計画案、特に道路関係、狭あい道路等々、未整備のところは鴨川市あるわけでございますが、そうした施策につきましても、第3次の5カ年計画に位置づけられておまして、総合的かつ計画的に進めて参りたいとこのように思っているところでございます。

どうか今後とも、都市計画の推進に対しましてご理解を頂戴したい、このように思っております。宜しくお願い申し上げまして、開会にあたりましての私からの挨拶と代えさせていただきます。

色々とこれまでありがとうございました。そしてまた今後ともよろしくお願い申し上げます。よろしくどうぞお願い致します。

○事務局・長谷川

ありがとうございました。

続きまして、次第の3会長あいさつを、寺尾会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。会長、よろしくお願い致します。

3 会長あいさつ

○寺尾会長

それではご指名ですので一言、ご挨拶を申し上げます。

また、皆様におかれましてはですね、大変年度末のところお忙しい中のご出席、また小雨が降っている中ご出席を頂き、そしてまた全員の参加というようなことで、ありがとうございます。宜しく願いしたいなと思っています。

それで、この都市計画マスタープランの改定に係ります都市計画審議会におきましては、今市長さんが申しましたように、昨年度の3月から、これまでに4回の会議を開催し、委員の皆様方からの貴重なご意見・ご提言を参考させて頂きながら、前回、平成28年1月に開催致しました審議会終了後に、原案として計画の取りまとめ作業を終え、2月8日から30日間、パブリックコメントを実施したとも伺っておるところでもございます。

本日は、パブリックコメントの結果を踏まえまして、都市計画マスタープランの案につきまして審議を行い、市長への答申を行うとの予定でありますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますけど挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

○事務局・長谷川

ありがとうございました。

なお、鴨川市都市計画審議会設置条例第6条第1項の規定に基づきますと、会議の議長は会長を務めることとなっております。この後の議事の進行役、議長につきましては、寺尾会長にお務め願いたいと存じます。寺尾会長、よろしくお願い致します。

○寺尾会長

はい。それでは、ご指名ですので座ったまま失礼させていただきます。

条例の規定に基づき、議長を務めさせて頂きたいと思いますが、皆様方のご協力を頂き、円滑に審議して参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議運営にあたりまして、会議録の確認につきましては、議長において指名させて頂くとのことになっておりますので、本日の会議録の確認は、鈴木委員様、そしてまた石渡委員様、よろしくお願い致します。

それでは、お手元の次第の（1）都市計画マスタープランのパブリックコメント手続き実施結果について、事務局の説明をお願い致します。事務局よろしくお願い致します。

4 議事 （1）都市計画マスタープランのパブリックコメント手続き実施結果について

○事務局・畠山

はい。都市建設課都市整備係畠山と申します。よろしくお願いしたいと思っております。失礼しまして、座って説明をさせていただきます。

それではパブリックコメントの実施結果の説明の前にですね、前回1月28日に開催致しました本都市計画審議会におきまして頂戴致しましたご意見を踏まえまして、原案を一部修正しておりますので、その内容について、まずご説明させていただきます。

都市計画マスタープラン、こちらの冊子の22ページをご覧頂きたいと存じます。下段にございます「都市計画の面からみた課題」についてですが、前回会議におきまして、「現況の説明だけで終わってしまっているの、他の項目と同様に末尾を「何々が求められています」とした方が、タイトルに適しているのでは」との、ご意見をご頂戴致しましたので、22ページの下から2行目でございますが、「一体的な都市として総合的な都市計画を進めていくためにも、都市計画区域の再編・見直しや土地利用誘導施策の導入についての検討が求められます。」と、この一文を追記してございます。

また、併せまして巻末の「参考資料」、ページで言いますと118ページ以降になりますが、用語集がございます。こちらの用語集につきましてもあいうえお順の表記に修正をしまして、用語について調べやすく並べ替えました。従いまして、22ページと、巻末の参考資料を修正致しましたものを原案としまして、パブリックコメントを実施したところでございます。

それでは、次第に沿いまして、都市計画マスタープランにおけますパブリックコメントを実施致しました結果につきまして、ご説明をさせていただきます。

お配りさせて頂いております、「鴨川市都市計画マスタープラン（原案）に関するパブリックコメントの結果について」とございますA3横の資料をご覧ください。

資料の表題の下にございますパブリックコメントにつきましては、「鴨川市パブリックコメント手続き実施要綱」に基づきます、事務処理要領によりまして、平成28年2月8日から3月8日までの30日間、市ホームページ及び都市建設課窓口、市役所1階の市政情報コーナーにて計画案の公表を行い、意見の募集を行ったところでございます。

その結果でございますが、資料にございますよう、1名の方から14件の意見を文章にて提出頂いたところでございます。

それでは、意見の概要と意見に対する対応・考え方につきまして、説明をさせていただきます。このA3の資料の一覧にはですね、頂きましたご意見を一覧にしてございますが、一番左側に、ナンバーがふってございますが、1点目から、1から順にですねご説明をさせていただきますと思います。

それでは1項目目、こちらのA3の資料と同時にですね、ちょっとこちらのマスタープランの本編の方、行ったり来たりちょっとになってしまう形にはなるんですが、マスタープランの本編につきましては、本文の39ページとなります。こちらの本編の39ページ、中段以降でございます。「④観光拠点ゾーン」におけます記述について意見を頂いております。観光拠点ゾーンの青丸の一番下の項目でございます。原案では「小湊地区においては、誕生寺や鯛の浦など、本市が誇る観光拠点に近接しており、今後も多くの来訪者の確保が期待できることから、観光拠点と周辺市街地が一体となった魅力の創出に努めます。」、このように表記してございました。頂きましたご意見でございますが、「観光拠点と周辺市街地が一体となった、歴史的景観や街並みの魅力創出を進めます。」と修正すべきと、この様なご意見を頂きましたので、ご意見を踏まえまして、「観光拠点と周辺市街地が一体となった歴史的な街並みづくりや環境整備など、魅力の創出に努めます。」と、この様に修正を致したところでございます。

続きまして2点目と致しまして、マスタープラン本編では40ページ、1枚おめくり頂きたいと存じます。こちらの中段の「⑥田園共生ゾーン」におけます、1つ目の黒四角のところでございます。「積極的な利用による管理・保全」の項目の上から3つ目の青丸の項目となります。原案では「農地は、農業生産の場としてだけではなく、大山千枚田をはじめ、本市が誇る美しい田園景観を構成する貴重な資源となることから、積極的な利用による適切な管理を図りながら、魅力ある景観の保全と耕作放棄地の発生抑制を推進します。」としておりましたが、頂いたご意見は「電柱の地中化などによる魅力ある景観の保全や創出と」と、このような追加・修正のご意見を頂いたところでございますが、本市におきましては現時点におきましては、郊外部における無電柱化につきましては、事業化が不透明なため計画には記載しない、ということと致しております。

次に3点目と致しまして、マスタープラン本編では43ページ、こちらの「土地利用方針図」、A3綴じ込みになっている土地利用方針図でございます。こちらをご覧ください。頂きましたご意見ですが、清澄地区の一般住宅ゾーン、四方木地区の田園共生ゾーン、曾呂地区の一般住宅ゾーンを「自然環境保全ゾーン」へ修正すべきと、このようなのご意見が頂きましたところですが、こちらにつきましても、各地域ともに自然環境に囲まれた場所に位置しているものの、現在もまとまった集落が形成されているとともに、今後も一団の居住地と

しての機能を維持しながら、良好な環境の保全と集落の活性化を目指す地域と致しまして位置付けをしておりますことから、こちらにつきましても原案の通り、一般住宅ゾーン及び田園共生ゾーンとして設定することとしております。

続きまして、4点目と5点目になりますが、マスタープランの46ページをご覧頂きたいと思っております。こちらの上にございます「公共交通の拡充と利用促進」の項目、一番上から3つ目の青丸の記述についてとなります。こちらにつきましても、原案におきましては、「公共交通のサービス水準を確保していくため、関係団体等と連携しながら、公共交通網の利用促進に向けた取組みを進めるとともに、鉄道・高速バスといった幹線交通の乗換拠点における環境整備についても検討を進め、市民や来訪者が、目的に応じて自家用車と公共交通を使い分けることができる交通環境の形成に努めます。」と、このように記載しておるところでございますが、ご意見の頂いたようにですね、こちらにつきましても、「公共交通網の利用促進に向けた取組を推進するとともに」と、「推進する」との表記に修正を致したところでございます。

更に、「目的に応じて自家用車と公共交通を使い分けることができる交通環境の形成を進めます。本市の財産である豊かな自然環境への負荷にも配慮し、その保全を図るための公共交通の利便性を高める新しい交通システムの構築を検討します。」と記述を追記しては、とのご意見を頂いたところでございますが、新しい交通システムの構築につきましては、現時点におきまして、本市が考えておりますのは、現在の鉄道や路線バス・コミュニティバス等の既存の公共交通網の積極的な利用促進を図ることが重要と捉えておりますことから、本計画では位置づけのないものと致しております。また、マイカー移動から公共交通の利用に移行することによりまして、温室効果ガスの抑制など、自然環境への負荷につきましても低減するものと考えておるところでございます。

続きまして6点目、マスタープラン本編では48ページ、1枚おめくりください。こちらの道路の幹線道路の位置づけの内容でございますが、こちらにおけます「鴨川北部道路」の位置付けにつきましても、原案におきましては「国道128号と主要地方道千葉鴨川線をつなぐ道路」と位置づけをしておりますが、頂いたご意見では、これを長狭街道、主要地方道で言いますと鴨川保田線でございますが、ここまで接続の延伸を図るようにと、このようなご意見を頂いたところでございますが、鴨川北部道路の延伸につきましては、より円滑なネットワーク網の構築のために重要な路線であると捉えてございますが、現時点におきましては、天津小湊地域と長狭地域方面を繋ぐ東西軸につきましても、南側に整備された県道天津小湊田原線が補助幹線道路としての機能を果たしておりますことから、本計画の計画期間内におきましては、円滑なネットワークの形成に向け、新規路線の整備に優先的に取り組むと致しておりますことから、当該路線の延伸につきましても、本計画では位置づけのないものと致しておるところでございます。

続きまして7点目でございますが、マスタープランの55ページをお開きください。こちらにもA3綴じ込みの「公園緑地の整備方針図」がございます。こちらにつきましても頂いたご意見では、「3つの首都圏自然歩道を有しているが、他の遊歩道も全般的に、出発地に車を置いたハイカーは到着地から出発地までの交通が不便である。その交通対策も検討が必要

と思われる。困っていたハイカーを、夕刻、清澄から三石山までマイカーで送り届けたこともある。」との、このようなご意見を頂戴致したところでございますが、市内の首都圏自然遊歩道の始点・終点におきましては、コミュニティバスを運行しておりまして、更にマップ等にもバス停の位置や徒歩での所要時間等を掲載しております。このようなことから、頂きましたご意見を踏まえまして、今後も引き続き、より利用者にわかりやすい情報発信に努めて参りたいと思っておりますが、こちらの計画図におきましては変更をしないというように考えております。

続きまして8点目。マスタープランでございますと59ページでございます。こちらの一番上に「3. 都市環境の整備方針」がございます。こちらの項目の中段になりますが、「低炭素まちづくりによる快適な生活環境の創造」、こちらの項目の上から3つ目の青丸でございます。原案におきましては「快適な生活環境の確保に向けて、市民の環境美化への意識啓発や省資源・省エネルギーの推進を図り、生活ごみの減量化や分別収集の徹底、再資源化により一層取組み、循環型社会の定着を目指します。」と、この様に表記してございました。頂いたご意見では、「市民の環境美化への意識啓発や環境条例の強化」と追記するとともに、「省エネルギーの推進を図り」の記述の後に、「ごみを出さない、買わない、作らないという意識の醸成により、生活ごみの減量化や分別収集の徹底、」と記載してはいかがかとのご意見を頂戴致したところではございますが、環境条例等につきましては、本計画の中で詳細な記載は行わず、環境保全について総合的に検討した上で別に定めていくものと考えておりますことから、原案の通りと致しておるところでございます。

続きまして9点目になります。A3の資料の裏面に入って、マスタープラン本編の方は60ページをご覧頂きたいと思っております。1枚おめくりください。こちらの中段になりますが、「鴨川市の風土と文化を尊重した魅力ある景観づくり」のうち、上から4つ目の青丸の点になります。原案におきましては、「本市の風土と文化を活かした景観づくりにあたっては、日常のごみ拾い活動や、敷地内緑化、サイン整備など、多様な主体との協働による取組みを基本としながら、景観の保全・形成に資する活動を支援します。」と、この様に記載しているところがございます。こちらに記載しておりますサイン整備に関連したご意見と致しまして、「近年、徒歩、自転車で市内観光をする方の案内を目的に、市内各エリアに観光サインが整備されたが、徒歩、自転車で市内めぐりをしている姿は稀であると思う。せっかくハード面が整備されたのに、ソフト面である誘客取組みがなされていないと感じる。「仏作って、魂入れず」状態である。行政として、せっかくの事業が無駄にならないように、ソフト面の取組みを民間の観光関連団体等に強く求めていくようお願いしたい。」と意見を頂戴したところでございます。本件につきましては、総合案内板、誘導案内板、解説案内板の各種案内板を整備することによりまして、歩行者、サイクリストにやさしいまちづくりを行うことが、観光サインの整備の目的でありますことから、今後におきましては、新たな旅の楽しみ方として、レンタサイクルの活用やウォーキングイベントの開催等のモニターツアーを鴨川市観光プラットフォームや観光団体等と連携して、活用を図っていくこととしておりますことから、原案の通りと致しておるところでございます。

続きまして10点目でございますが、ここでは、先ほどの原案内容とともに、その下の青

丸になりますが、「本市の景観特性に応じた景観行政を推進するため、庁内体制の整備とともに、引き続き、景観行政団体への移行について検討します」と記載しておいた景観部分につきまして、意見を頂いてございます。この意見につきましては、若干長くなりますが、提出されたご意見を述べさせて頂きたいと思っております。「平成19年3月発行の「鴨川観光振興基本計画・鴨川ホリスティックツーリズム」に記載、計画されている「美しい鴨川風景条例（案）」、あるいは「景観条例」、それらに付随する「住民景観協議会」の制定、設置を強く要望します。現代は、環境と景観の時代と言っても過言ではないと思う。国も「美しい国づくり政策大綱」において「看板、標識が雑然と立ち並び、美しさとはほど遠い風景となっている」と指摘している。良好な景観の形成を国政の重要課題として位置づけるため、2004年に「景観法」成立。また、2004年度創設「景観形成事業推進費」として予算化もしている。①「景観法」第1条目的、第2条基本理念、第4条地方公共団体の責務を踏まえて景観の保全、整備、創出、修復、活用をまちづくりの中心に据えた政策をお願いしたい。②都市計画法における都市計画（地域地区、美観地区、風致地区や地区計画、緑地保全地区等）や自然公園法や文化財保護法などの他の法律との関係、あるいは国や県との協議が必要なものもあるが、自治体の権限で可能なものもあるので、可能なことから推進願いたい。③「景観行政団体」は、県へ積極的アプローチをして“移行について検討”ではなく“移行します”をお願いしたい。④住民意識の醸成を図る施策はもちろん、何よりも開発行為の制限や建築協定なども視野にいたした「景観条例」の制定を要望する。⑤また、未だに景観に対して無頓着及び企業は、観光客を呼ぶために、派手な看板や見苦しいデザインで雑多な景観を作り出していることが、逆にまちの雰囲気や観光客に良いイメージを与えていないという想像力の欠如が見られるのではないかと。自分で自分の首を絞めていると思われる。よって、計画の中に観光業や商工業あるいは観光プラットフォームなどの主観的思考ではなく、関心ある市民、市民団体、NPO等で構成するワークショップレベルではない、客観的視点委員会を設置すべきであると考えている。⑥「都市計画」と「まちづくり」は同義語であり、その総合的指標が「景観と環境」であると考えている。また、狭義の景観と広義の景観、見える景観と見えない景観にも視点を当てた計画の策定をお願いしたい。」と、このようなご意見を頂戴したところでございますが、このうち③で頂いたご意見を踏まえまして、計画書の中の青丸の上から5つ目の記述、「本市の景観特性に応じた」という段落でございますが、こちらの記述につきまして、「本市の景観特性に応じた景観行政を推進するため、庁内体制の構築とともに、引き続き、景観行政団体への移行に向けて取組みます。」と、このように修正を致したところでございます。なお、「景観まちづくり」につきましては、本市においても重要なテーマであると認識しておりまして、本計画の中におきましても、全体構想や地域別構想において、各地域が有する特色ある自然的景観や歴史的景観の維持・保全・育成を図っていくとの方針を掲げ、地区計画や建築協定等、本市で取組み可能な都市計画手法の活用についても位置づけを行っておりますところでございます。

続きまして11点目、地域別構想の「鴨川地域」でございます。マスタープランにおきましては71ページをご覧頂きたいと存じます。中段でございます「都市拠点にふさわしい賑わいのあるまちづくり」の1項目目、「中心市街地の活性化に向けた魅力づくり」、上から2

つめの青丸でございます。原案では「中心市街地に近接するフィッシャリーナから待崎川河口周辺に至るまでを中心として、東条・前原・横渚海岸一帯の再整備・利活用計画に基づいた環境整備を推進し、本地域の新たな魅力創出を目指します。」このようにしておりましたが、ご意見では「本地域の新たな魅力創出を推進します。」と、このような修正のご意見を頂いたところですが、文章の中の前段で「推進し」と記載しておりますことから、表現が重複しますので、原案の通り「目指します」と、というような表現としておるところでございます。

続きまして12点目、地域別構想の「天津小湊地域」になりますが、マスタープランの81ページをご覧頂きたいと存じます。こちらのページの中段、まちづくり方針「将来にわたって住み続けることのできるまちづくり」、この項目の一番上、黒四角の「県と連携した都市計画区域の再編及び見直しの検討」、こちらの項目の全般について意見を頂戴したところでございます。意見としまして、「同地域は、各種法律により森林の大多数の部分の利活用が規制されている。それは、自然環境保全や研究など当然、保護が必要のことである。しかし、それらを十分理解し、自然の美しさや景観の美しさを作り出す植樹などの活動へのハードルを下げ、市民の自然環境への意識を高める。」と、このようなご意見を頂戴したところでございますが、市民の自然環境への意識向上につきましては、ご意見としてお伺いし、捉えるものとしておまして、10点目のご意見に対する考え方と同様、景観まちづくりの視点から取り組むものと捉えておりますことから、原案につきまして、修正の方は致しておりません。

次に13点目、地域別構想の「長狭地域」になります。マスタープランでは98ページをご覧ください。下の方の黒の四角の項目、「良好な営農環境の保全」の上から2つ目の緑丸になります。原案におきましては「長狭米をはじめとする農産物のブランド化を推進するとともに、多様な作物の栽培による新たな特産品づくりや、6次産業化による農業の活性化を図ります。」、このように記述していたところでございますが、頂きましたご意見では、「6次産業化」を削除し、「特産品づくりによる農業の活性化を図ります。」と修正すべきのご意見を頂いたところですが、こちらにつきましても、農業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業創出の促進に資する「6次産業化の推進」でございますが、上位計画となる総合計画、更には総合戦略にも位置付けられておりますことから、本市の農業生産の中心となる長狭地域におきましては、雇用・所得の確保、若者世代の定住化に向けて、6次産業化が重要な取組みになるもの、このように考えますことから、原案の通りと致しておるところでございます。

最後に14点目、マスタープランにおきましては112ページをご覧ください。こちらに表記してございます、「多様な主体との協働・連携のイメージ図」、こちらに関するご意見と致しまして頂いたものは、「この図は、至極、当然の図ですが一番大事であると思います。問題は「市民」に、いかにして興味、関心を持たせるかであると思います。そのことが、行政側でも「まちづくり」の一番の課題と同時に悩みでもあるのではないのでしょうか。住民の甘えも大いにあると思います。このようなパブコメにも積極的関心を持たせる様々な手法を考えて「これでもか」というくらい広報しても良いと考えます。「学習する市民」＝「鴨川

知の森構想」の推進。」というようなご意見を頂戴致しました。市の考え方と致しましては、本計画について、策定後も継続して広く市民の皆様に本計画の内容を周知し、ご理解頂けるよう、引き続き行政計画の広報のあり方について創意工夫を図って参りたいと考えておるものとしておるところでございます。また、都市計画マスタープランにつきましては、本編の計画書とは別に、概要版としてですね、とりまとめたものを作成する予定としておりますことから、概要版も使用しながら、広く計画の広報に努めて参りたいと思っております。更に余談にはなりますが、マスタープランの原案につきましては、パブリックコメント期間中におきまして、鴨川市商工会さんの方から要請がありましたので、こちらからお伺いしてですね、建設部会の方々へ計画の内容等も説明をさせて頂いたところでもございます。申し添えます。

以上、大変長くなりましたが、都市計画マスタープランの原案に対しまして、頂いたご意見に対する本市の考え方についての説明を終了させて頂きます。説明は以上です。

○寺尾会長

はい、ありがとうございました。長い時間の説明、ご苦勞様でございました。ただ今説明が終わりまして、何かご意見等々ございますでしょうか。

○庄司委員

はい。色々、細かに修正をかけて頂いてありがとうございます。また今回はきれいな写真もたくさんご用意頂いて、見やすい楽しいと言ったらいいんでしょうかね、明るい鴨川が見えてくるような冊子の仕上がりになってきたなというふうに感じました。その中で特に、時間の経過もこれは入れて頂いているのですかね。今ちょっとパラパラとただで細かくは見えていないのですが、お写真が章ごとに大きい写真を使っていますよね。こういうところも工夫されたのかなと。朝から昼になって最後夕景で終わるのかなというあたりが、随分おしゃれな構成にして頂いたなと少し感動しているのですが、その中で1つだけ気になりましたのが、58ページのお写真が、これ陸上競技場のお写真だと思うのですね。まだ調整がもしかして可能であればですね、これはできれば53ページのところ、スポーツ観光拠点となる公園の整備推進のページになりますので、本編とできれば関連性の高いところにチェンジをして頂けたらいいかなと、写真のページのチェンジですね。その辺がまだ、もしかしたら調整可能ということであればですね、本文と写真の内容が、特にキャプションもついていませんので、せっかくスポーツ公園のいい写真が入っていますのでね、58ページの写真を53ページの方に、そうすると53ページの写真はどこに行くのだというのものもあるかもしれませんが、なるべく本編と近いところに、その関連写真を入れるというふうにして頂けたらと思います。

○事務局・藤後

ありがとうございます。写真につきましては全般的にですね、何回も入れ替えをしてこのような形に来て、これですべて完成じゃないということで、若干の入れ替えがあるというこ

とをまず1つお願いしたいと。今のご指摘の通り、なるべく文章の内容に合ったような写真をこれからも入れ替えなり調整をさせて頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。

○寺尾会長

よろしゅうございますか。他に何か。

じゃあ、それは後で、またそういうふうに最終的には入れ替えをするということでございますね。はい。

他になければ、なければ終結させてよろしゅうございますか。

それでは、鴨川市都市計画マスタープラン（案）について、採決をさせていただきます。賛成方が挙手をお願い致します。

（すべての委員の挙手あり）

はい、全員の挙手ありがとうございます。それでは、原案のとおり可決することと致します。ご協力ありがとうございます。

次にですね、（2）答申（案）について事務局の説明を求めます。よろしく申し上げます。

4 議事 （2）その他

○事務局・畠山

はい。それでは、事務局の方から答申（案）をお配りさせて頂きたいと思えます。

ただ今お配りさせて頂きました答申（案）でございますが、まず、鴨川市都市計画マスタープランの改定に当たりましては、市長からの挨拶にもございましたが、昨年度末になります平成27年3月27日に開催致しました鴨川市都市計画審議会におきまして、市長より諮問を受けたことによりまして、本日を含め、これまでに5回の会議を開催させて頂き、計画に対するご審議を重ねて頂いたところでございます。従いまして、お配りさせて頂いております答申（案）につきましては、「平成27年3月27日付け、鴨都建第3696号で諮問のありましたこのことについては」と、このように記載してございます。

なお、答申につきましては、「都市計画マスタープランについて、原案のとおり異議ありません。なお、計画の実行にあたっては次のように求めます」とこのように記載しておるところでございます。

1点目としまして、「質の高い都市づくりに向け、都市計画区域の統合・再編の手続きについては、速やかに進めること。」。

2点目として、「本計画の推進にあたっては、今後の社会経済情勢の変化なども十分留意し、適正な進行管理を図るとともに、多様な主体が連携した協働のまちづくりに努めること。」と、このようにこれまでの審議等を踏まえまして、2点ほど付帯意見としまして付してございます。答申（案）の説明につきましては以上でございます。

○寺尾会長

はい、ありがとうございました。

今事務局の説明がありました答申（案）につきまして、何かご意見等々ございますか。

（異議なし）

よろしゅうございますか。それではご意見がないようですので、本審議会のからの答申につきましては、原案の通りとさせて頂いてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり。）

それでは、答申書をご用意致しますので、それまでの間、暫時休憩とさせて頂きます。よろしくお願い致します。

（暫時休憩）

○寺尾会長

それでは、会議を再開させて頂きます。事務局お願い致します。

○事務局・長谷川

ただ今、答申書をご用意しましたので、ここで会長から市長へお渡し頂きますようお願い致します。会長、市長、前へお願いします。

（会長から市長へ答申書を提出）

（写真撮影）

○長谷川市長

それでは、一言御礼を申し上げさせて頂きます。

只今、寺尾会長様の方から皆様のご審議の下、本市の都市計画マスタープラン改定につきまして、ご答申頂きました。皆様方の真摯なるご意見等々を、私ども真摯に受け止めさせて頂きまして、今後速やかに、私の信条の1つであります、やっぱり速くやるということが大変大切なことになってくるだろうと思えます。そういう意味では、ここにも付帯決議として、付帯事項としてありますように、再編の手続き等については速やかに進める、これをしっかりと行政の中でやっていきたいと、このように思っているところでございます。

それからまた、当然のことながら、色々これから社会情勢・経済情勢・政治情勢も含めてでございますが、色々変化等々があります。それをいかに対応していくかということも大事な要素になってくるだろうと思えます。それはまさに我々行政の仕事でございます。一生懸命それらをやらさせて頂く、そしてそれには、また今後とも皆様方の色々な意味でのご助

言・ご指導を頂ければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

本当に長い間、この答申作成にあたりまして皆様方のご意見を頂いたこと、改めて感謝申し上げます。御礼に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○寺尾会長

ありがとうございました。それでは事務局から何かございましたらお願い致します。

○事務局・佐藤

はい。事務局の方から1点ご連絡させていただきます。本日お配りさせてもらっております、こちらの都市計画マスタープラン。こちらにつきまして、先ほどお話しにもありましたが、一部写真の変更があるとは思いますが、今後、4月に製本印刷の方に発注致しまして、そちらが出来上がり次第、皆様にお届け致したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○寺尾会長

それでは、以上をもちまして予定されておりました議事につきましてはすべて終了致しました。都市計画マスタープランの改定に関わる審議につきましては本日をもって終了となりますが、昨年度から5回の会議を開催致したところであり、委員の皆様のご協力を頂き、円滑な会議が開催されましたこと、この場をお借り致しまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちましてですね、議長の職を解かさせていただきます。以後の進行は事務局にお返し致します。ありがとうございました。

5 閉会

○事務局・長谷川

寺尾会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成27年度第4回鴨川市都市計画審議会を閉じさせていただきます。本日は、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして散会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

平成 年 月 日

石渡清実 

鈴木健史 